

「荒瀬ダム撤去対策検討会議」設置要領

（設 置）

第1条 荒瀬ダム（以下「ダム」という。）の撤去等に伴う諸問題について、より広い視点からの意見を求めるため、荒瀬ダム撤去対策検討会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 対策会議は、次の各号に掲げる事項について、協議、検討するものとする。

- (1) ダム撤去対策に関すること。
- (2) 環境問題に関すること。
- (3) 利水問題に関すること。
- (4) ダム撤去等に関する市民への情報提供に関すること。
- (5) その他必要な事項について。

（組 織）

第3条 対策会議は別表1に掲げる委員をもって組織する。なお、必要に応じて構成員を追加できるものとする。

- 2 対策会議の議長は助役をもって充てる。
- 3 議長は、対策会議を統括する。
- 4 議長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 対策会議は、必要の都度議長が招集する。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 対策会議にオブザーバーをおくことができる。

（任 期）

第4条 委員の任期は、市長が認めた期間とする。

- 2 市長は、対策会議の委員がその期間中において欠けた場合は、補欠の委員を選任することができる。ただし、この場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶 務）

第5条 対策会議の庶務は、企画調整課において行なう。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年5月2日から施行する。